

三月革命期のオーストリアにおける農民解放

とその帰結(下・六)

——当該資本主義再生産構造基底把握のために——

佐 藤 勝 則

トランシルヴァニア(ルジーベンピュルゲン)——ルーマニア人雇役農民と農村社会——

トランシルヴァニアの地方は、ハンガリーの東部、マロシユ河の源流に位置し、モルダヴィアの平野部とは南北に走るカルパチア山脈によって、また黒海にそぐドナウ河沿いのワラキヤの沃野からはトランシルヴァニア山脈によって、それぞれ遮断される森林に富む丘陵地帯である(中心都市、クルージュ、ブラショフ、シビウ)——第三図を参照。この地方は一九〇〇年人口統計によれば、ルーマニア人を多数民族(六九%)としつつも、少数のマジャール人(二七%)乃至ドイツ人(一一%)が支配民族として君臨してきた特異な地方である。こうした支配に対するルーマニア人農民の闘争はしばしば激発的性格をもって闘われたが、この地方は一八四八年革命期はもとより、とくに一九世紀末から二〇世紀初頭にかけては、二重帝国内ルーマニア人の民族主義運動の中心地帯をなしていく地方でもある。従ってハンガリー領内に属するとはいえ、この地帯の農民解放後のルーマニア人農民の生活条件の解明は、二重帝国統治体制の矛盾解明のための不可欠の一環をなす。そこで以下ではこの地方の農業・土地問題の中心的課題

を、ルーマニア人農民層の生活条件の推移に注目しながら素描していくこととしよう。

さてまず、マジヤール人及びドイツ人のトランシルヴァニアへの浸透の経緯から説き起すならば、その端緒はハンガリー王による支配が開始される一一世紀にあった。そしてほぼ一四世紀前半期までには、ルーマニア人、マジヤール人、ドイツ人の混住の構成が確定していった。即ち、ハンガリー王は、ワラキア、モルダヴィアの両ルーマニア封建国家からトランシルヴァニアをさき取った後、豊富な鉱物（金、銀、岩塩）資源開発と支配強化のためにマジヤール人（セクラ）そしてザクセン・ドイツ人を自由農民乃至は各種鉱山技師として入植定住させていった。それによって原住ルーマニア人離反抑止のための楔が打ち込まれたのである。⁽¹⁾

このような歴代ハンガリー王の統治政策は同時に、平坦部のルーマニア人農民に対するマジヤール貴族層及びカトリック教会の封建的支配を容認するものでもあったから、トランシルヴァニアの農村では、合同東方カトリック教会への改宗と、マジヤール貴族層によるルーマニア人農奴搾取の構図が形成されていった。さらにトランシルヴァニアでの都市建設は、ハンガリー王の統治下に、ドイツ都市法をも東欧世界に持ち込むドイツ人移住者によって始められていく。それ故タール人の侵入とその撤退の後、遠隔地商業並びに国内商業の繁栄の下で一四世紀に再建された諸都市 *Hermannstadt* (Sibiu)・*Klausenburg* (Cluj)・*Kronstadt* (Brasov) といった都市居住のドイツ人手工業者乃至商人と農村のルーマニア人農奴とは、それぞれ隔絶した生活空間を領していくことになったのである。⁽²⁾

ところで中世のハンガリー王による支配、一六、一七世紀のオスマン・トルコの侵入と統治、そして一七世紀末のハプスブルク家によるトランシルヴァニアの奪回によって西欧キリスト教世界に復帰した後、一八四八年革命に至るまでのトランシルヴァニアの歴史を貫く大きなモティーフの一つは、マジヤール人封建領主層による領主直営農場経営の拡大、農奴制的賦役強化に対するルーマニア人農民の反封建闘争であった。

一四三七年のポブルナの農民一揆は、聖俗の封建領主層による自由農民からの共同地横奪、教会九分の一税増徴、移動の自由剝奪に端を発したものであった。また一五一四年のゲオルゲ・ドージヤ George Dózsa が指揮したハンガリー、トランシルヴァニアの農民戦争も、トルコの外圧下の軍事負担の増加とともに領主直営農場経営拡大に伴なう農奴負担の増加に原因をもつものであった。ハプスブルク家によるトランシルヴァニアのトルコからの奪回後、啓蒙専制君主ヨーゼフ二世の下で発生した一七八四年のホレア Horia (Vasile Nicola) が指導した農民一揆は、農奴制からの解放を求める農民大衆の志向が、農民王ヨーゼフ二世の中央集権化政策、農民保護政策を背景に爆発したものであり、マジヤール支配層に対するルーマニア人農民の自由を求める闘争としても闘われていた。因みにホレア一揆の直接的契機は、マリア・テレジア時代に確定したルーマニア人やセクラ人⁽¹⁾の屯田兵組織たる軍事国境線のグレンツァーの増員をヨーゼフ二世が決定したこと⁽²⁾にあった。この決定は、終身の軍役負担を負うとはいえ、封建領主の苛酷な搾取からの解放を求めるルーマニア人農奴のグレンツァーへの応募を激増させた。そこでマジヤール封建貴族、領主層はこのヨーゼフ二世の決定に反対し、ルーマニア人農奴のグレンツァーへの応召禁止、賦役強化をもって対抗した。これに対するルーマニア人農奴の反乱がこの大一揆となったのであり、皮肉にも反乱農民に対してヨーゼフ二世は正規軍の派遣を余儀なくされた。翌一七八五年にウィーン政府は、農奴制廃止の布告を出して農民の人格的自由⁽³⁾（移動、職業選択、結婚の自由）を認めたが、封建的諸負担は廃棄されなかった。

こうしたトランシルヴァニアのルーマニア人農民の反封建闘争の伝統は、当面の我々の課題である農民解放前・後にはどのような形をとって現われてきていたであろうか。要約するならば、それは次のようである。このルーマニア人農民の反封建闘争の伝統は、一八四八年革命期にもいかに発揮され、マジヤール貴族・領主層に対する反封建闘争がトランシルヴァニア全土に広がった。しかも一八四八年革命期には、ワラキア、モルダヴィアにおける反トル

コ闘争と呼応してルーマニア民族解放の自覚が強まり、それは端的にはハンガリーのポジョニの革命議会在が決議したトランシルヴァニア併合決議への反対表明となつて現われたのであった。因みに一八四八年五月のブラージュのルーマニア国民集会で採択された「国民誓願」は、①封建的諸負担の無償廃止②営業の自由の承認③トランシルヴァニアのルーマニア民族自治の承認、を柱とする要求を掲げていた。⁽⁴⁾それ故、マジヤール人中小貴族が主導した独立ハンガリー革命政府が強行していくトランシルヴァニア併合の措置が、ルーマニア農民によって受け容れられるかどうかは、バチャーニ政府の農民解放令（一八四八年第九号法）を彼等がどう受けとめるかにかかつていくことになった。

バチャーニ政府の農民解放令また解放事業実施の具体的内容は、基本的には国庫負担での封建的諸負担を無償で廃止するものであった。しかし解放後農民が手にする土地の種別については、土地台帳上に記載された農民の土地とする原則が貫かれていった。まさにこのことがトランシルヴァニアのルーマニア農民をして農民解放への期待を失なさせた。というのはトランシルヴァニアでは、一八一九—二〇年の財産調査や一八四六—四七年の土地台帳整理 *Urbarmittelgesetz* が実施されていったとはいえ、領土直営地経営の自由な拡大を志向する封建領土層の利害は、完全な土地台帳作成事業を遅滞させていたし、また農民層も国税負担を免れていくため、本来の賦役農民 *Frohnhüteranen* から領土地農民 *Gutsbauer* への転換を容認していたため、領土地と農民の土地との区別が不明確になる他、そもそもその結果、土地台帳農民の数が著しく限られていくことになったからである。しかもトランシルヴァニアの封建領土層は他ならぬマジヤール人であった。こうした事情は、ルーマニア農民のトランシルヴァニア併合反対、ルーマニア民族自治要求の闘争を惹起し、ルーマニア農民は独立ハンガリー革命政府に対抗していくこととなった。ウィーン政府は、こうしたルーマニア人農民の封建的支配からの解放と民族的自由獲得の要求を巧みに利用することによってハンガリー独立戦争を最終的に鎮圧していくのである。⁽⁵⁾

ルーマニア人農民の解放闘争のエネルギーは、反革命勝利の後も持続していった。ウィーン政府はマジヤール人中小貴族に対するルーマニア人の反封建闘争を、マジヤール民族独立闘争根絶のために利用した。この政策は、マジヤール民族を共同統治者の地位にまで引上げるアウスグライヒの時期まで堅持されていくのである。それ故三月革命後のトランシルヴァニアにおける農民解放政策は、ウィーン政府の民族政策と密接な関連をもって展開していくことになったのであった。それではいったい、こうした条件が農民解放後のトランシルヴァニアの農業・土地制度の展開にどのような影響を与えていたであろうか。

予め一言でその要点を示すならば、それはアウスグライヒまで、また農業不況が始まる一八七〇年代はじめまでは、トランシルヴァニアではルーマニア人農民の農民的土地所有乃至農民経営の展開にとつて、他の諸地域と比べて比較的有利な条件が与えられていた、ということである。そうした条件というのは、①ウィーン政府がマジヤール人の中小貴族の政治的、経済的抑圧のためにトランシルヴァニアでは一八四八年の農民解放令の実施細則公布を意図的に遅らせたこと②また土地台帳令をも布告せず、農民解放後の土地分配の原則を明確に打ち出さぬまま、ルーマニア人農民による領土地の占取用益を承認していったこと、とによって生み出された。即ち、賦役農民であれ、領土地で農民であれ、あるいは土地無しのおイスラーであれ、革命期までに農民が実際に占取用益してきた土地は、領土地であるか農民の土地であるかの区別なく、すべて農民の継続的利用が承認された。また農民の森林・放牧地役権行使についてもその保護が訓令(6)されていたのである。(一八五〇年トランシルヴァニア軍政官ヴォールゲムート Ludwig Wohlgemuth の訓令)。

こうしたウィーン政府の政策に対して、トランシルヴァニアのマジヤール地主層(Banffy家、Béldi家、Korbnos家、Teleki家等の当主)は、皇帝への請願を奏上し、皇帝に対するマジヤール貴族層の忠誠とともに自らの窮状を訴

えていった。つまり、彼等はその請願の中で、かつての農民の土地を国庫負担原則によって有償で解放することには同意するが、領土地であるにもかかわらず農民の手にあるすべての土地を農民所有地に変えていくことは、トランシルヴァニアに根をおろしつつある「共産主義」Communismusを強化することになる、として自己の権利の回復を要求したのである。かくて地主層は、農民が占取した領土地を奪い返そうとしたが、これに対しては農民の土地獲得闘争がトランシルヴァニア全域で開始されていくことになった。⁽⁷⁾

従って国庫負担での封建的土地負担からの農民の解放という解放の原則については問題はなかった。トランシルヴァニアにおける農民解放問題の焦点は、領土地と農民の土地の分配の方法にあったのである。この問題にウィーン政府が一定の対応を示すのは、一八五四年の皇帝勅令によってであった。この勅令は、土地裁判所の設置と所有区分の明確化を一応方針として打ち出したものであった。しかし実際にこの土地裁判所(控訴土地裁判所)が活動を始めるのは、一八五八年一月三〇日以降のことであった——控訴土地裁判所 *Urbarral-gerichtshof* はヘルマンシュタット(Sibin)に設置——。ウィーン政府は、マジヤール貴族層の帝国への忠誠の回復をまちながら、「共産主義」の浸透を防ぐためトランシルヴァニアにおける大土地所有の再建と保護のための政府機関の設置を決意したのであるが、何よりもルーマニア人農民の騷擾をおそれ、慎重に事を運んでいったのである。⁽⁸⁾

それ故、一八四八年から五八年までの一〇年間をとってみるならば、ルーマニア人農民は領土地を含めた耕作地を自己の占有下に置き、いまや賦役労働として貨幣や現物での封建的諸貢納から解放されて、自己の事実上の土地で自ら耕す農民となった。しかも森林の豊富なトランシルヴァニアにおいては、農民の森林・放牧地役権の行使が温存、保護されていたことは、農民経営の発展を助けた。さらにこの時期トランシルヴァニアの農民経営にとって幸いしたのは、クリミア戦争の勃発によって穀物輸出拡大の機会が与えられていったことであった。

これに対して旧封建領主勢力の側は、農民による領土地の占取用益、領土地の一部の事実上のさき取りの事態に直面した他、トランシルヴァニア全域で総計五百万日の四頭立牛耕賦役、二百五〇万日の二頭立牛耕賦役、その他手賦役をあわせて九百七〇万日分の賦役労働を失なった。一部の大地所有経営内では賃金労働への切り替えもみられたが、トランシルヴァニアの地主層はいまや、賦役に代る労働力の調達のために迫られた。しかし領土地農民 *Kuriali-sten* や土地無しホイスラーまで、自由な小農民経営を開始する条件のあったトランシルヴァニアでは、多くのところで直ちに労働力不足が地主経営を襲った。しかも三月革命後免税特権を失なった貴族層は、租税支払いの必要に迫られた他、一八五七年に領主債務モラトリアムの措置が撤回された後は、トランシルヴァニア全域で二千万グルデンと推計されていた債務返済の必要にも迫られていた。農民解放に伴なう国家からの補償金は一八五四年夏までによりやく総額の七％が支払われたが、旧領主層が手にした解放債券の価値は不穩かつ不安定な農村事情が禍して、現金化の際に三〇〜四〇％の減価を被っていた。⁽⁹⁾

こうして経営資本不足、労働力不足に挾撃されたトランシルヴァニアの地主層は、経済外強制によって賦役を農民に強制するか、ルンペン・プロレタリアートの雇用によって粗放的農業経営を続けざるをえないという危機的状況に陥つたのである。クリミア戦争時の穀物輸出景気が終ると、ハンガリーの穀物生産の競争下に置かれ、交通制度の未発達の下で不利な交易、市場条件をかかえるトランシルヴァニアの地主経営にとっては、領土地の奪回と労働力の打ち出しは必須の要請となっていく。一八五八年以降の土地裁判所判決による、いわゆる「総分割」の過程がこうした要請に答えていくことになったのであった。

農民経営の展開を量的に総括しておくならば、一八五三―七〇年の間にトランシルヴァニアの農民が利用する土地面積は一三三万ヨッホ強の増加、うち耕地面積は六八％増加したこと、また農民が手にする収穫量が同じ時期に、と

うもろこし一三七%、カラス麦一五二%、大麦一四五%の各増加を示したことが注目される。しかし一八五八年以降の土地裁判所の活動の開始以後、とくに一八七〇年代における判決完了の過程は、トランシルヴァニアのルーマニア人農民経営の自由な発展に終止符を打つものとなった。というのは土地裁判所の審理過程では、先にみたハンガリーの土地整理事業の場合と同様、異民族地主利害が一貫して擁護されていくのであり、農民が農民解放後占有益するに到った土地のうち領土地とみなされた部分が奪い取られ、農民の自由な森林・放牧地役権行使も排除されていく他、農民の「不当な」領土地の占有期間については旧領主への補償として農民に対して賦役労働の遂行までもが義務づけられたからである。⁽¹⁰⁾

また農民経営をとりまく条件も、アウスグライヒ以降、トランシルヴァニアが二重帝国内において占める植民地的地位が確定していくにつれて、マジヤール人地主経営と同様、悪化していくこととなった。大きくは共通関税体制下のオーストリアやチェコの工業の側圧、ハンガリー農産物との競争、トランシルヴァニアへの信用供与の制限と交通制度の未発達、トランシルヴァニア農業全体にとっての制約条件となっていたのである。しかし、わけでもルーマニア人農民経営の停滞を規定していった内的条件は、分割相続制度の導入に伴なう農民的土地所有の細分の進展であった。一八五〇年代の後半に、八九九万四五四〇の小地片数、九五〇万ヨッホの農民的土地所有が、一八七九年には土地裁判所判決による領土地の奪回によってその面積を大きく減ずるとともに、一千万を超える小地片数へと細分化が進んでいった。従ってこの間に実施された耕地整理にもかかわらず、かかる小地片細分の農民的土地所有またその経営からは、プチ・ブルジョアのブルジョアの農業進化の方向は急速に失なわれていったのである。⁽¹¹⁾

それ故、土地裁判所判決による「総分割」が進行する一八五〇年代末から七〇年代にかけての時期は、ルーマニア人農民の「下から」の生産力発展の展望にとっては、その死命を制する決定的に重要な時代であった。ワラキア、

モルダヴィアの両公国統一（一八六二年）後、ルーマニア全土でも農民の反封建闘争は激化していくが、ことに一八六四年八月にコガルニチアナ M. Kogalniceanu の土地改革法案（有償での農民解放案）がクレーザ Alexandru I. Cuza 公によって承認され、公布されていく時期は、統一ルーマニアの農民運動の成果達成の余波が、トランシルヴァニアのルーマニア人農民の「総分割」反対の運動を激発させていく時期でもあった。⁽¹²⁾しかし土地裁判所を楨杆に合法的な形態をとって推し進められていくマジヤール人地主勢力による大土地所有独占の形成過程は、こうした抵抗をふり切って「不当」占取用益の領土地の奪回のみならず、次第に停滞、零細化しつつあったルーマニア人農民から雇役労働力を打ち出していく方向をも決定した。⁽¹³⁾一八七〇年代以降の農業不況と農民経営の決定的没落はかかる趨勢を加速させた。即ち農業不況下において負債に陥った零細農民は、容易に地主からの負債の網の目からみとられたのであり、一転してトランシルヴァニアでは労働力不足は解消し、雇役制的関係が蔓延していくことになったのである。

かくてルーマニア雇役農民を底辺とするトランシルヴァニアの農村社会においては、マジヤール人地主層による土地独占と雇役制的な零細農民支配は、一九世紀末から二〇世紀に入ればトランシルヴァニアのルーマニア人の民族主義的解放の要求、つまりルーマニア統一王国への分離、併合を望む要求を激化せしめるに至るであろう。ここでも農業・土地問題の解決は、民族解放の問題と不可分の関係にあったのである。

- (1) アンドレイ・オツェテア編『ルーマニア史』（鈴木四郎／鈴木学訳）上巻、一七二頁。
- (2) cf., K. Hitchins, *The Rummanian National Movement in Transylvania, 1780-1849*, Cambridge 1969, pp. 1-33.
- (3) cf., *Ibid.*, pp. 33-38.
- (4) Vgl. Verzeichnisse der an den österreichischen Reichstag eingelangten Eingaben, in: *Verhandlungen des österreichischen Reichstages*; cf., Hitchins, *op. cit.*, pp. 219-256.
- (5) J. Kovács, Zur Frage der siebenbürgischen Bauernbefreiung und der Entwicklung der kapitalistischen Landwirtschaft-

schaft nach 1848, in: *Studien zur Geschichte der österreichisch-ungarischen Monarchie*, Budapest 1961, S. 93-94.

- (9) Kovács, a. a. O., S. 95.
- (7) Ebenda, S. 96-97.
- (8) Ebenda, S. 97-99. 土地裁判所は Bistritz, Broos, Des, Hermannstadt, Neumarkt, Szilágysonlyó, Odenhellen に置かれた。
- (6) Ebenda, S. 100-103.
- (10) Ebenda, S. 105-107.
- (11) Ebenda, S. 108.
- (12) Ebenda, S. 92. オツマテア前掲邦訳書、下巻九〇頁。
- (13) Ebenda, S. 109.

チェコ地方——ヘーメンの富農層（＝農村ブルジョアジー）と農村社会——

ハンブルクにそそぐエルベ河の源流に位置し、肥沃なボヘミア（＝ヘーメン）盆地を擁するチェコ地方は、チェコ民族とドイツ民族との混住の地帯である（一九〇〇年人口統計によればチェコ人六二・〇％、ドイツ人三五・四％）。この地方では、ハプスブルク家に拠ったドイツ人の支配に対するチェコ民族主義運動が、一八四八年革命期のオーストリア・スラヴ主義、アウスグライヒを契機とするターボル *Tabor* 運動、そして大不況末期の言語闘争という三つの発現形態をとって段階的な高揚をみせる⁽¹⁾。他方この地方はオーストリアと並ぶハプスブルク帝国における産業革命の二大中心地のうちの一つであり、一九世紀末にかけては前者を凌駕するほどの工業生産力を有するに至る。そして二〇世紀初頭ともなればプラハは、チェコ民族銀行資本の資本力の強化を背景としてウィーン⁽²⁾の金融勢力に対抗しうる独自の金融センターとなるとともに、ことにオーストリア・ハンガリーのバルカンへの資本輸出の本格化の過程では、ウィーンやブタペストの金融勢力と連繋した資本輸出の一大拠点と化するのである。

オーストリア・ハンガリー二重帝国におけるチェコ地方のこうした特異な地位は、三月革命期の農民解放政策との関連においてはどのようにして生成されていくものであろうか。また大不況末期の青年チェコ党主導の言語闘争において一つの頂点に達するチェコ民族主義運動の歴史的伝統またその背景はいかなるところにあったのか。ここではこうした問題を三月革命後のチェコ人農村社会の階級分化過程との関連において解明し、最終的にはチェコ地方の地帯構造とその特徴を浮彫りにしてみたいと思う。なお本稿では、チェコ地方（ペーメン、メーレン、シュレージェン）の基本性格を典型的に示すと思われるペーメンに焦点をあてて考察していくこととしたい。

さて一九世紀においてはチェコ地方全域について大土地所有貴族、官公吏、産業ブルジョアジー、商人、手工業者層としてのドイツ人の都市居住が支配的であったが、北部ペーメンのエルツ山脈、リーゼンゲビルゲからボヘミアの森によって縁どられるいわゆるズデーテンラントの都市と農村にはドイツ人が多数民族として居住していた。これに対してチェコ人はまず何よりも農民としてエルベ河沿いの平野部である中部ペーメンの農村を領し、後にはこの地方の中小都市に支配的地位を占め、さらにそれ以南の南部ペーメンでは農民層の圧倒的多数を占めていた（第5図を参照）。

チェコ民族の故地たるペーメンに対するドイツ人の進出は、中世のドイツ人東方植民によって開始された。ドイツ人は植民農民として北部ペーメンに移り住んだが、そのみではなく鉱山技師、商人、手工業者としてドイツ都市法に基づく植民都市を建設していった。ドイツ人によるチェコ人支配が決定的となるのは、一五世紀のフス戦争の後、周知のように三〇年戦争の発端となった白山の戦いにおけるチェコ人新教貴族層の敗北によってであった。ドイツ人旧教貴族の入封と反動宗教改革の徹底によって、ドイツ人聖俗領主層によるペーメンの農村支配は確定していった。この過程は「再版農奴制」*der zweite Leibeigenschaft*の形成の過程でもあり、チェコ地方全域はドイツ人旧教貴族・

領主層による農場領主制が展開することとなり、チェコ人農民層の賦役農民への転落とカトリック信仰への改宗が強制されていった。⁽³⁾

ことに南部ベーメンには「シュヴァルツェンベルク王国」*Königreich Schwarzenberg*とも称せられるオーストリアの高級貴族シュヴァルツェンベルク家の大所領が展開していくが、その農奴はことごとくカトリック教徒化された。その結果、ボヘミアの森南部の山間僻地たるロジンベルク *Rožmberk* 周辺のように中世の植民活動によって開拓された地域やベーメン・メーレン高地やベーメン北西部のエゲル *Eger* 周辺の山間地域にのみカトリックへの改宗を拒否した自由農民 *svobodníci* 乃至は賦役を負わぬ農民 *dvoráci* が細々と隠れ住むだけとなり、チェコ人農民の大多数はドイツ人農民とともにドイツ人乃至はチェコ人の旧教貴族の営む賦役経済の支配とカトリック教会の教権支配の下に置かれることとなったのであった。⁽⁴⁾

ハプスブルク家支配下の旧ベーメン王国において展開された酷烈な賦役経済も一八世紀ともなるとそのうちに農民層の階層分化（完全農民、二分の一農民、ホイスラー、インロイテ）を孕み始める。これに対応したオーストリア啓蒙絶対主義の農民保護政策（＝賦役制限令）は、チェコ地方を最重要の焦点とすることとなった。というのは中部ベーメンのポディブラディ *Poděbrady*、チャースラフ *Časlav*、フラデツ・クラロウエー *Hradec Králové* 周辺の農村に根をはったボヘミア兄弟団 *Böhmische Bruderschaft* を最先鋒とする隠れたる新教徒チェコ人農民の動向こそは、⁽⁵⁾

旧ベーメン王国のオーストリア絶対主義への統合の成否を決する要因の一つだったからである。ところで農場領主制は全ベーメン的規模で展開したとはいえ、比較的その勢力の弱かった山間地のドイツ人農民が多数を占める北部ベーメン地方は、すでに一四世紀以来、西南ドイツ商業資本との関連において、また三〇年戦争後は農民層の階層分化を前提として農村の亜麻織物業が広汎な展開をみせていた（いわゆる「原基的工業化」の進展）。

またベーメンの貴族層がイギリスやオランダからの技術導入の形で進めた毛織物工業を中心とする領主マニユファクチャーの存在は、前期的結合経営の先駆形態に他ならなかった。こうした原基的工業化乃至早期産業革命の局面はチェコ地方の場合、一八世紀中葉の対プロイセン重商主義戦争の敗北によってオーバー・シュレージエンを失なった後、ウィーン政府が進めた積極的な代替工業保育政策の結果チェコ地方を中心に簇生した特権マニユファクチャー（鉱山・製鉄業、軍需工業、ガラスや陶器等の奢侈品工業）の繁栄によって一段と促進されていったのであった。(6)

オーストリア啓蒙絶対主義は「上から」の近代化の志向をもって封建的賦役経済に手をつけ始める。一八世紀末のヨーゼフ二世の農奴解放令はチェコ人農民に対して移動の自由、職業選択の自由そして結婚の自由を与え、同じくヨーゼフ二世の寛容令はチェコ人農民に対して内面的な信仰の自由を容認した。その結果、中部ベーメンのジーブ^{Rip}山を故地とするチェコ人農民層に対しては、貴族的大所領経営の間隙をぬってプロテスタント信仰に基づく信仰共同体を拠り所として生産的営為を続けていく可能性が与えられた。ベーメンの農村における階層分化の進展と伝統的な村落共同体の解体のプロセスは、このプロテスタント的信仰共同体に対して、オーストリアの山村のカトリック農民団体とも、また南スラヴのザドルーガにかえられたギリシア正教農民集団とも異なった独自の生活意識を与えていくことになるのであった。(7)

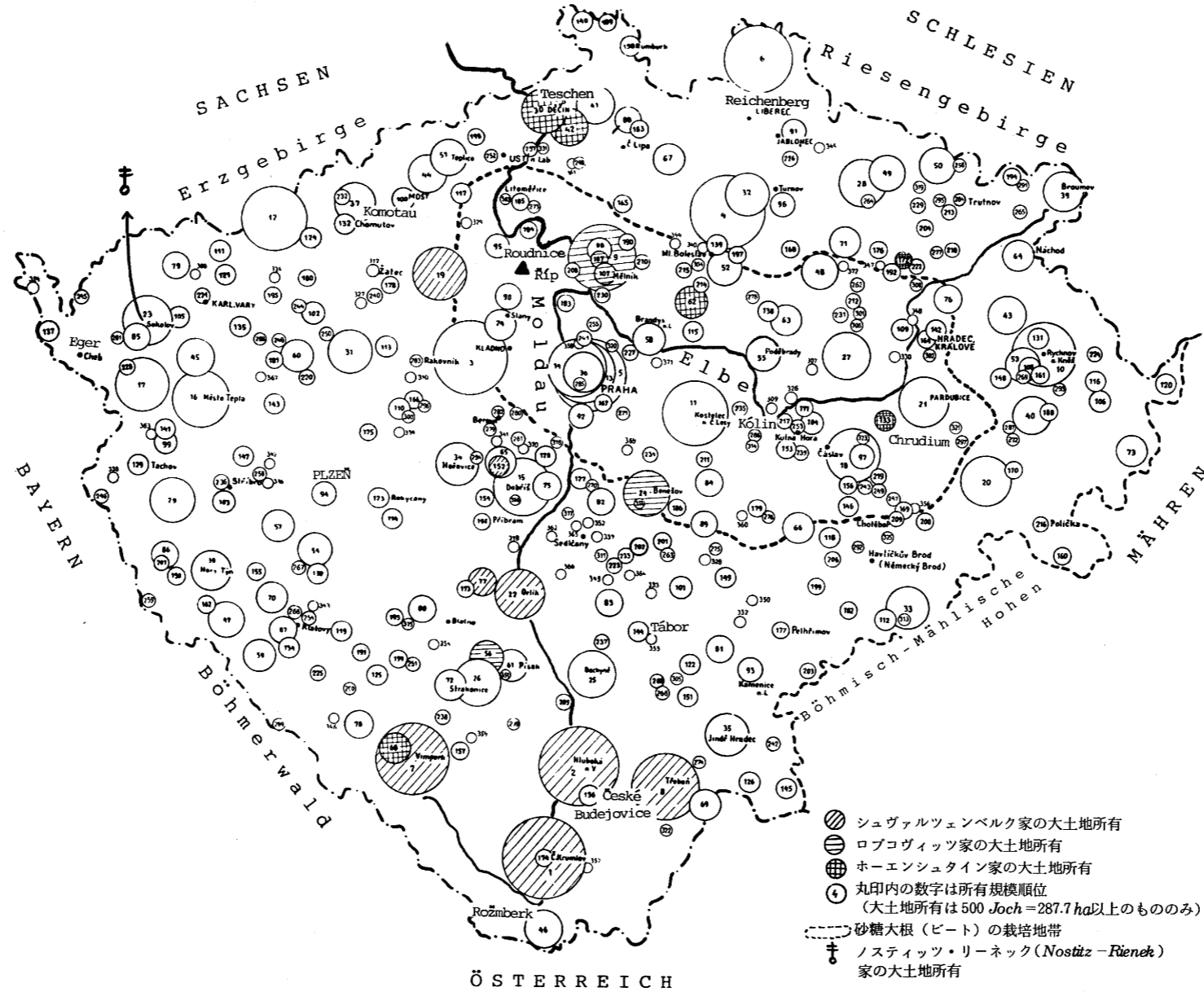
三月前期のチェコ地方では農民の階層分化は著しく進展していくが、農村貧農層（ホイストラ、インロイテ、ゲジ^{ンデ}）の就労機会が貴族的大農場経営乃至マニユファクチャー経営における賃労働、道路や鉄道建設の工夫としての労働そして農村の家内工業における賃仕事等に求められていた。イギリス産業革命の完了とその側庄は、直接的にはエルベ河経由の安価なイギリス商品の流入を通して、またこれに対応した特権マニユファクチャーの機械制大工場制への移行のプロセスを通してチェコ地方の農村の手工的繊維工業を解体せしめる。(8)

向は、チェコ地方では賦役の強化と農民追放 *Bauernlegen* となって現われる。この影響は農工分化を基礎とする社会的分業の展開の低かった南部ベーメン地方にまで波及する。その結果チェコ地方の農村からは、ブラハヤ北部ベーメンの工業地帯への労働力移動のみならず遠く下部オーストリアわけても帝都ウィーンへの貧民の流出現象が発生していくことになった。彼等が没落した都市の手工業者層と並んで三月革命期のブラハヤウィーン(6)の都市の下層民 *Pöbel* として堆積され、社会的な不安定要因を形成していくことは注目される。

三月革命期のベーメンの農民の動向は、オーストリア立憲帝国会宛の農業問題請願によって知ることができる。この地域の特徴として注目すべきは以下の諸点である。まず第一に、ベーメンでは農民層の階層分化の進展の中で領主直営農場経営の賦役労働が主として農村貧農層によって担われる手賦役へと移り始めており、自由な賃金労働への切り換えを志向する領主層の賦役償却要求を現出せしめていること。第二に、二頭立連畜賦役の提供を基準とした場合、四頭立連畜賦役を提供する農村富農層は、ベーメンにおける封建領主層による農民からの土地の取上げ、共同地横奪のただ中で、自らも旧住民として共同地の利用権を独占し、封建地代の買取りと共同地の分割によって独立農場の建設を志向し始めていたこと（ブチ・ブルジョアのブルジョアの発展の萌芽）。これに対して第三に、ホイスラー、バラックナー、インロイテ等の名称で呼ばれていたベーメンの農村貧農層は領主による土地取上げ、富農層による共同地の排他的分割、村有地独占に反対し、農村の民主化と賦役の無償廃止を要求していくこと。⁽¹⁰⁾

こうした対抗関係を孕んだベーメンの三月革命期の農民問題は、反革命の勝利の後の有償農民解放によって決着をみたが、それはベーメンではどのような帰結をもたらすことになったか。一言でこれを要約するならば、それは旧封建領主層のラティフンディストへの転生と農民層の両極分解の本格的展開、これである。まず前者からやや立入って整理していこう。

第5表 19世紀後半ペーメンの大土地所有と農村社会



典拠, Oldřicha Kodedová, Die Lohnarbeit auf dem Großgrundbesitz in Böhmen in der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts, 附表より筆者作図。

第46表 ベーメンの大土地所有貴族と解放補償金

大土地所有貴族一門名	主たる所領地名	10万グルデンを 超える 補償金の所領数	1848年9月7日解放令 による補償金額 (グルデン)
Schwarzenberg	Č. Krumlov Hluboká(č.Budějovice)	9	2,212,290
Lobkowitz	Dolní Beřkovic (Mělník)	7	1,205,429
Waldstein	Mnich. Hradiště (Ml.Boleslav)	4	875,000
Liechtenstein	Kostelec (Kolín)	3	890,747
Kinsky	Chlumec (Hradec Králové)	3	604,940
Dietlichstein		3	543,524
Collored-Mansfeld	Dobříš (Příbram)	2	531,283

典拠、J. Purš, Die Entwicklung des Kapitalismus in der Landwirtschaft der böhmischen Länder in der Zeit von 1849 bis 1879, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte* III, 1968, S. 38. より作成。

第46表は、ベーメンの代表的な貴族層が有償農民解放によって打ち出したところの解放補償金の額を示している。南部ベーメンのシュヴァルツェンベルク家を含め、この七大貴族一門の手にベーメンの巨大所領の三分の一が属していたが、同時にその手中に実に約七百万グルデン弱の解放補償金が集められていた。⁽¹¹⁾先にもみたように——拙稿(下・二)b.世襲財産制度と貴族的大土地所有——、かかる旧貴族領主層は、直営領主農場を手つかずのまま維持したことはもとより、農民が利用してきた共同放牧地、山林をはじめとする農民保有地を合法的また非合法的に横奪することによってチェコ地方をラティフンディウムの地帯へと転生せしめていた。しかもベーメンでは帝国内で最大規模の家族世襲財産の設定が行なわれており、山林所有を中心とした貴族的大土地所有経営が頑強に保全されていくのであった。

とはいえここで止目しておくべきは、このベーメンの大土地所有貴族と地方行政との関係である。ガリツィアやプロヴィナのポーランド人貴族は、その広大な私有地をグーツ領域とすることによって、地方財政上の負担を免れる特権(地租並びに学校や道路の建設負担の免除)を享受したから、在地のポーラ

ンド民族の地方自治行政に積極的な関心を示すことがなかった。中央銀行不動産抵当信用部の与える信用をも享受することのできたこうしたカトリックポーランド貴族層は、この点でハプスブルク体制の重要な藩屏となった。これに対してチェコ地方のドイツ人、チェコ人貴族層は、四八年革命期の急進自由主義勢力と農村富農層の激しい抵抗にあって、自己の大土地所有においてグーツ領域を設定することはできなかった。そのためチェコ地方のマグナーテンは、旧ペーメン王国の地方財政並びに地方行政に対して応分の負担と責任を負わされたのであり、その限りでチェコ地方の「歴史的貴族」historischer Adelは、ペーメン王国自治復権運動の先頭に立つこととなったのである。⁽¹²⁾

さて封建地代の資本還元によって獲得した資本をこうしたペーメンの旧封建領主層は、まずもって失なわれた賦役労働を代替するところの賃金労働力の雇用や農場経営の集約化、合理化(①飼料用作物の導入と休閒農業の克服②家畜の舍飼と人造肥料の投入③運搬用家畜頭数の増加④イギリス製の各種農業用機械の導入)のために充当した。その際ペーメンの貴族農場経営集約化の梃子となったのは砂糖大根(ビート)に代表される工芸作物の導入であった。ビートはオーストリアの一大輸出産業となる甜菜糖工業の原料であると同時に、その残渣は飼料として利用されえたので休閒地を一挙に排除した集約的輪作農法への移行(「上から」の農業革命)を可能とした。この点でペーメンの大土地所有貴族経営は、農民経営に対して農業技術上の優位と指導的役割をも担うこととなったのである。⁽¹³⁾

ペーメンの場合、解放補償金の充当先は農業経営だけにはとどまらなかった。砂糖大根や大麦、ホップの作付を原料基盤としてペーメンの貴族層は農業関連工業たる製糖業、ビール醸造業に経営を拡大する他、広大な山林所有と豊富な森林資源を背景とした伝統的な鉱山・製鉄業はもとより、各種製造業からウィーンを中心に設立されていく株式銀行へも積極的にその資本を投下していったのである——シュヴァルツェンベルク家はオーストリア商工信用銀行の有力株主となった——。言うまでもなくこうした大土地所有貴族経営の多角的展開にあたっては有能な農場管理人

層、経営差配人層が大きな役割を果していたのであった。⁽¹⁴⁾

二〇世紀初頭の史料に依拠して、北西部ベームンのエゲルの近郊ファルケナウ Falkenau (ツロロフ Solokov) を中心に大貴族経営を展開していたノステイツ・リーネック Nositz-Rienek 伯爵家(第5図参照)の場合をみてみよう。同家は一万三五〇〇haの大土地所有を基礎としてパコムエジッツ Pakoměřitz 農場に代表される農場経営の他に、ロータウ Rotau に製鉄所、ムラティン Mračin に原糖工場、ファルケナウとパコムエジッツにビール醸造所、さらにグラッセート Grassech に褐炭鉱山、製材工場、煉瓦工場をそれぞれ所有し経営していた。このノステイツ・リーネック家の前期的結合経営は、家族世襲財産制度によって支えられた大山林所有を基礎としていた点(山林は全土地所有面積の七五%、耕地は一七%)、また「土地所有による資本の承握」の点でハンガリーやガリツィアの穀作農場経営や火酒製造業^{ウヰトヤ}に特化せるマグナーテン経営とは異なり、当該地域の全産業の縮図の観を呈した。⁽¹⁵⁾

パコムエジッツの農場経営においてはビートを中心に、小麦、大麦、ライ麦、さやえんどう、クローバーを作付する集約的輪作体系が逸早く完成しており、ビートは農場内に敷設された鉄道線路でもって原糖工場に運搬するシステムが出来上っていた。⁽¹⁶⁾従って後に述べるベームンの富農経営におけるビートの栽培と製糖工場という新しい農・工生産技術体系のモデルは、このようなマグナーテン経営によって与えられていたのである。しかもチェコ地方におけるマグナーテン経営の生産技術上の一定の役割は農業部門にとどまらなかった。メーレンのオルミュッツ Olmütz の大司教の制限的土地所有を基礎としたヴィートコヴィッツ Witkovitz の鉱山・製鉄所の経営は、後にウィーン・ロートシルド家という特異な金融勢力によって引き継がれていくし、また二重帝国最大の兵器工場たるチェコ地方ピルゼンのシュコダ Skoda 機械工場もその創業は、ヴァルドシュタイン Waldstein 伯爵家の製糖用機械製作工場にあり、エミール・シュコダ Emil Skoda は同工場の技術的管理者であった。

とところでこのノスティッツ・リーネック家は中央ではウィーンの宮廷の高級貴族 K. K. Kämmerer にしてオーストリア参議院の世襲議員であったが、地方レヴェルではベーメン王国農業会議 Landeskulturat für das Königreich Böhmen の有力メンバーとして、旧ベーメン王国の自治復権運動を主導する「歴史的貴族」層と同じ立場に立った。⁽¹⁷⁾ 同家に代表されるマグナーテンの指導的な社会的、政治的地位は農民解放以降も少なくとも大不況期以前までは頑強に保持されていく。

例えばオーストリアとハンガリーとのアウスグライヒに際してチェコ地方で高揚をみせたターボル運動の時期には、農村ではベーメンのマグナーテン層は民族・自由主義ブルジョアジーと同盟し、愛郷経済協会 patriotisch-ökonomische Gesellschaft にドイツ人とチェコ人の有産農民層をとり込み、老年チェコ党の指導勢力としてベーメン王国の自治と同権実現のために闘う主導的な役割を果たしていた。こうしたマグナーテンの指導的地位は大不況期に入ると急速に失なわれていく。というのは、農業不況期にターフェ内閣（一八七九—一八九三年）の「鉄の環」Eisernen Ring（ドイツ人、ポーランド人、チェコ人の協同と宥和）の政策に統合されていく大土地所有貴族層とは異なって、チェコ人農村社会では後述するように農民層の両極分解が新たな利害状況を生み出していくからである。自由主義時代におけるチェコ人富農層の急速な成長と資本蓄積は、チェコ人社会における老年チェコ党の影響力を後退させるとともに、マグナーテンの主張する保守的カトリック的なドイツ人とチェコ人との民族宥和を原則とする農村社会改造という農業大不況対策の政策路線の相対的な地位低下を惹起する。農業不況期のチェコ人農村社会にあっては、後段でみるように、ドイツ人旧教大土地所有貴族層がスラヴの「農業共產主義」slavisch Agrarcommunismus 乃至は社会民主主義の浸透に対抗して構想した有機的な国家社会生活の再建、保守的な教権的位階制職能身分制社会 hierarchisch-christlich-berufständische Gesellschaft への改造の基礎はすでに急速に失なわれてしまっていたのであった。⁽⁸²⁾

なるほど農民解放後のペーメンのこうした大土地所有貴族層の独特の社会経済的かつ政治的な性格と役割は、チェコ地方の地帯構造を特徴づける多くの側面を有している。とはいえ、まず何よりも他の地帯と異なったこの地帯の特徴を明示するものは、農民解放後のチェコ地方の農村社会の基本性格そのものである。これを先に我々はすでに農民層両極分解型の地帯として示しておいたが(拙稿(下・三) b. 概観―農民階層分化の三類型と地帯構造―)、以下ではこの点をペーメンの地域的特殊性に内在して具体的に把え直してみることにしよう。結論を先取りして問題の要点を示すならば、それはペーメン就中、中部ペーメンにおける農民解放後の農村共同体の解体、チェコ人農民層の両極分解と農村富農層の生成と資本蓄積、その農村ブルジョアジーへの転生、地方都市居住のチェコ民族ブルジョアジーの形成、こうした過程で生み出されてくるいわば「社会的分業のチェコ民族的編成」への農村貧農層乃至労働者層の編入と統合という構図である。まずチェコ人農民層の上昇転化の方から敷衍してみよう。

第5図に即していうとチェコ人農村社会の核心は、中部ペーメンと南部ペーメンの二つの地帯から構成されていた。農民解放後のチェコ農村社会の新しい構図を生み出していく推転の基軸となった地帯、またその时期的起点、その担い手を予め示しておくならば、それは一八六〇年代以降エルベ河沿いの中部ペーメンの砂糖大根の栽培地帯におけるチェコ人富農層の成長と発展である。その対極をなしたのが南部ペーメンであった。農民解放後の南部ペーメンでは旧封建領主層による巨大ラティフンディウムの展開が、この地帯のチェコ人農民のプチ・ブルジョアの非ブルジョアの発展の展望を失なわせていた。二〇世紀初頭の南部ペーメンをペーメンの「東エルベ」[Ostelbe と呼んだ同時代人マイヤー A. M. Mayer は「この地帯の特徴を次のように表現していた。『ペーメンの「東エルベ」というのは、ブドヴァイス Budweis (チェスケー・ブディオヴィツェ České Budějovice) やターボル Tábor をしてピーセク Pisek といった南部の地方にある。やせた土地、寒冷なこの地方では砂糖大根でなく専らカラス麦とライ麦が作られ

ている。大土地所有経営を除けば集約的農法は普及して、広大な森林、貧しい農村と小規模な町。貧しく退化した住民は毎夏、ウィーン、北部ベーメンさらにはザクセンへと出稼ぎに出かける。低賃金、僅かの数の学校の学校、カトリック的教権主義の支配するこの地域には、三、四ヶ村毎に一つの割合で大土地所有がある。ブドヴァイス地方には「シユヴァルツェンベルク王国」があり、負債を負った農民と数一〇万のホイスラーがおり、その数は増大している」と。⁽¹⁹⁾

南部ベーメンではこのように大土地所有貴族による土地独占、ガリツィアやプロヴィナのグーツ領域とさして変らぬ教育水準とカトリック的教権主義の支配、この二つの要因は農民解放後の南部ベーメンの敬虔なカトリック教徒たるチェコ人農民層を全般的に零細化せしめながらも、ドイツ人旧教貴族層に対抗する階級的結集の力を喪失せしめていたのであった。

これに対してジープ山を故地としてエルベ河とモルダウ河沿いに展開する中部ベーメンの沃野こそは、プロテスタント農民層を担い手とするチェコ民族主義運動の揺籃の地であり、二重帝国の末期にはウィーン政府の国家的農業保護干渉主義に対抗する地方分権的農業自由主義 *Agrarliberalismus* の拠点となつてゐるのである。こうした中部ベーメンのプロテスタントのチェコ人農民層の民族意識の覚醒、民族主義運動の担い手としての主体形成の起点は、ヨージェフ二世の寛容令と農奴解放そして何よりも一八四八年革命期における農民解放政策にあった。というのは農民解放による封建領主制・賦役経済からの人格的経済的解放こそは、チェコ地方におけるチェコ民族資本形成の出发点をなす農村富農層のプチ・ブルジョアのブルジョアの発展の展望を解き放つに至るからである。

なるほどオーストリアにおける農民解放の有償解放路線は、地租負担と並んで解放補償金支払いの直接的負担をなお二〇年の長きにわたって農民層に押しつけるものであった。林野を中心とする総分割と地役権の解除調整もチェコ人農民にとって不利に展開した。とはいえずでに三月前期の農民層の階層分化の過程では貴族的大所領経営の間隙を

ぬいながら、封建地代の買取り、農村貧農層を排除した共同地分割によって独立農場建設を志向する階層が生み出されていた——実際第5図にもみられるように、農民解放後中部ペーメンで展開する大土地所有経営は、相対的にその規模が小さかった——。従ってこうした階層にとって農民解放後一〇年の間は、農村貧農層との共同地分割をめぐる死活の闘争の時期でもあり、命がけの飛躍の時代であった。

こうした飛躍を可能とさせた要因には次の三つのものがあつた。その一つは三月革命後のネオ絶対主義政府による政治結社の禁止の下で、大土地所有貴族の主導性が貫徹する愛郷経済協会や農業協会 *Landwirtschaftsverein* に組織されたチェコ人有産農民層自身が新しい集約的農業技術体系を貴族のモデル農場から継承していくプロテスタント的な日常的営為であり、もう一つは、チェコ人有産農民層自身が三月革命後のチェコ人社会を特徴づけた無国家 *statlos* 状態克服のために展開した、チェコ人の自助努力の精神 *seponoc* の具体化としての農業貸付金庫 *zeložna* の組織化と低廉な農業信用の創造であつた。その場合、チェコ人有産農民層のプロテスタント的営為の対象となつたものは、他ならぬ砂糖大根（ビート）の作付による農業経営の集約化と農業関連工業としての製糖業への経営拡大の努力であつた。⁽²⁰⁾

そして第三の要因は、一八六〇年にウィーン政府によって政策的意図としては何よりもペーメンの大土地所有貴族の利害を保証するために設定された砂糖の輸出奨励金（ \parallel 課税払戻し）制度に支えられて一八八四年まで続くところの一大砂糖ブームと対英砂糖輸出増大という条件であつた。この条件は、チェコ人農民層の資本蓄積を支え、遂には農村貧農層乃至は労働者を雇用した農村富農層による製糖工場の簇生を大きく支えていくのであつた。因みにチェコ地方全域ではビートの栽培面積は、一八五八／五九年の一万五千haが一八七二／七三年には実に一二万三千ha強へと急速に拡大していったのである。⁽²¹⁾

その場合、チェコ人富農層は貴族やドイツ人ブルジョアジーの経営する大規模製糖工場に対抗していくため、農業貸付金庫の信用創造に支えられつつ、株式会社形態をとった農業者製糖株式会社 *společný rolnický cukrovar* の設立によって一挙に大規模製糖機械を装置していく。一八六〇年代以降、対英市場向輸出産業として確立していくペーメンの砂糖工業は、一定の部門間波及効果（対英砂糖輸出拡大↓ビートの作付面積拡大↓農業における集約的輪作体系の完成↓穀作、畜産の生産力上昇/対英砂糖輸出拡大↓製糖用機械需要の増大↓製糖用機械工業の編成替え↓製鉄業に対する追加的需要の増大↓重工業全体の編成替え）と大規模な労働力需要を創造することによっていまやペーメンの「国民的産業」として成長していくが、この過程こそは社会的分業のチェコ民族的編成を不断に拡大深化するところの民族的生産力確立の過程でもあったのである。⁽²²⁾ 因みに一八七二／七三年の製糖工場統計によれば、ペーメンに存在した一四六の製糖工場のうち六二が非株式会社形態の工場、八四が株式会社形態の工場であった。前者は主として大土地所有貴族乃至はドイツ人ブルジョアジーの手に属する工場であり、後者の株式会社形態をとった工場の殆んどは、チェコ人富農層を株主とする農業者製糖株式会社であった。一八七三年恐慌時、株式企業の破産のため多くのチェコ人農業者製糖工場がドイツ人ブルジョアジーの手に移ったとはいえ、一八七五／七六年の統計でみると製糖工場の民族別所有数は、チェコ人四〇%、ドイツ人二九%、その他三一%と砂糖工業に占めるチェコ民族資本の中軸的意義が看取できよう。

中部ペーメンのプロテスタント農民のこうした営為のただ中から形成されてくるチェコ人富農層は、その蓄積した資本をもって製糖用機械、農業用機械の製造さらには人造肥料工場の経営へとその活動範囲を拡大していく。その結果、早くも一八六〇年代末には、中東部ペーメンのコリン *Kolin*、チャースラフ、クトナー・ホラ *Kutná Hora*、ボジェブラディ、フラデツ・クラロヴェーであるいはパルドゥヴィツェ *Pardubice* 等の地方都市（県市） *Bezirkstädten*

には農村の富農層が大挙集住し始め、富農の「都市的 *po městu* 生活」すら確認されるに至った。⁽²³⁾ 第47表は、一八七四年時点でのベーメンのクリーン近郊のクトリジエ *Kutlitz* 村出身の農民プロキュベク *J. A. Prokuper* (土地所有面積三七・九五 *ha*) の経営財産目録である。止目すべきは財産総額約五万六千グルデン中の一〇分の一の比重を占める株式(農業者製糖株式会社株式)の所有である。⁽²⁴⁾ まさにこの意味において、中部ベーメンこそは農民解放後の農民層

第47表 中部ベーメンの富農層の経営財産目録

財産内訳	財産評価額 (グルデン)
土地	40,075
建物	5,300
糖会社(製糖)	5,095
畜産	1,825
農具	1,224
その他(衣服等)	502
家具	1,175
保険	1,139
総計	56,335

典拠, Purš, a. a. O., S. 74.
より作成。

分解のただ中からチェコ人農村富農層Ⅱ農村ブルジョアジーが析出され、それが最終的にはチェコ民族ブルジョアジーへと経上がっていき、いわば農民層両極分解型の地帯としてチェコ地方を極立たせるところの基本的性格を打ち出す地域だったのである。

民族国家的自立性を欠如したベーメンのチェコ人農民層のこうした経済的自立と発展を支えたものは、自助精神の体現物たる農業貸付金庫の地域的展開であった。その歴史的起源はチェコ民族史上の悲劇の一つである白山の戦いの後、一七世紀のチェコ地方の農村の荒廃に対応して農民が自主的に設立した農民穀物 *rolnická záložna* にあった。当初この施設は不作に対応した穀物備蓄による飢饉対策を目的とするチェコ人農民の自助努力の表われであったが、ヨーゼフ二世の農民保護政策がこれに公法的性格を与えた(一七八八年六月九日勅令)。その後農民層への貨幣経済の浸透とともに、この機関の穀物備蓄は次第に貨幣備蓄へと変えられていった。そして農民解放後この機関は、出資金齶出形態は旧制度を維持しながらもチェコ人農民の自主的な貸付金庫として生まれ変わった。一八五八年にベーメンのヴラシュイーム *Vlašim* に設立されたものがその最初のもので、一八六〇年にはスミーホフ *Smíchov*、チャースラフ等に相次いで設立されていった。⁽²⁵⁾

この機関は以上のような歴史的経緯からして中小農民の意識の中では、農民相互の協同組合的信用機関、例えばリーフアイゼン式信用組合として、いわば社会連帯的な小農救済相互扶助機関としての機能が期待されていた。しかし現実にはこの貸付金庫では、中部ペーメンのビート栽培と製糖業に従事する富農層への対人信用、不動産抵当信用を供与する営利機関としての機能が貫徹していった。というのは農業貸付金庫に対する出資者は、彼等の資金の大きさに比例して金庫の出資金を濫出し、当然のことながら金庫の純益の分配に際しては、その出資金に応じた配分を享受する他、金庫への出資参加権は土地所有の移転に際しては新たな所有者に引渡されることになっていたので、貸付金庫はチェコ人農村社会の縮図として農民解放後の農民層両極分解の過程を反映して、次第に富農層の利害が貫徹していく仕組となっていたからである。⁽²⁶⁾

貸付金庫への出資においては、地域の伝統的な人的結合関係が利用され、中小農民からも出資金を濫出させえたこの金庫は、チェコ人農村社会をおおう毛細血管として有産農民層の資金を吸収し、そうして集めた資本を最初のチェコ民族株式銀行資本たるチェコ・モラヴィア営業銀行 *Zivnostenska banka pro Cechy a Moravu* (いわゆるジヴノステンスカー・バンカ、一八六八年設立) へと結集していくのである。すでにドイツ人とチェコ人のマグナーテンとの同盟と協力の下に、貴族に対する農業不動産抵当信用業務を行なう目的でペーメン農業信用銀行 *Landwirtschaftliche Creditbank für Böhmen (Hospodářská uverni banka pro Cechy)* が設立されていたが、このジヴノステンスカー・バンカの方はそれとは異なり、設立・発起業務をも営むドイツ人資本排除の総合銀行 *Universalbank* として構想され、チェコ民族銀行資本の代表的存在となっていくのであった。農業貸付金庫に基礎を置いたジヴノステンスカー・バンカはかくしてチェコ民族主義運動の拠点としての役割を担わされていくのであった。因みに一八八四年に登録されていたペーメンの一四二の農業貸付金庫には出資者一八万人が組織され、このうちの四六行の有力な貸付金庫は中

部ベーメンのビート栽培地帯に分布し、ジヴノステンスカ・パンカの投資活動はベーメンの農業そして砂糖工業に向けられていた。かかるチェコ人富農層の生産力的背景に支えられてはじめて、二〇世紀初頭ともなるとチェコ人貯蓄金庫 *Sparkassen* 網の上にそびえ立つスロボパンカ *Sporobanka* (一九〇三年設立) と並んでこのジヴノステンスカ・パンカは積極的な資本輸出の担い手となっていくのであった。⁽²⁷⁾

さてこうして一八六〇年代に成長してくるチェコ人富農層(＝農村ブルジョアジー)のエネルギーは政治的にはオーストリアとハンガリーとのアウスグライヒに際しては、ターボル運動として発現していくことになった。普墺戦争の敗北後のハンガリーとのアウスグライヒは、オーストリア・ハンガリー二重帝国体制を生み出す。アウスグライヒにおけるオーストリア政府の最重要課題は普墺戦争敗北によって破綻したオーストリア財政の再建と対外的な公信用の回復にあった。アウスグライヒによってハンガリー財政を切り離したオーストリア財政は財政均衡達成の手段を増税に求めた。ターボル運動の発端は、一八六八年三月二四日に、オーストリア帝国議会にすべての動産並びに不動産所有に対して追加的課税を行なう法案がウィーン政府によって提出されたことに対する中部ベーメン、スラニール *Slany* 県会の抗議決議によって与えられた。同県会は、歴史的なベーメン王国国法に基づくベーメン地方議会の租税徴収権限を楯に、ウィーン政府の「上から」の国家財政増税提案を拒否したのであった。翌月四月一日付の「国民新聞」*Národní listy* の激文『地方議会の承認なしにベーメン王国に対して課せられている一切の税金は不当であり、全国民は国民集会において抗議の意志を示すべきである』一を受けて、ジーブ山周辺地方(*Podlipsko*)では、かつてのフス戦争の戦跡を中心に以後一八七一年までの間に百ヶ所を超える場所にのべ約九五万人を結集したターボル集会が開催されていく。

その場合、農民ターボル開催拠点は、第5図に示されている砂糖大根生産地帯とびったりと一致していた。農民解

放から二〇年を経て高揚するこの農民ターボル運動の背景には、解放補償金負担の支払いから解放され、一八六〇年代の砂糖ブームの下で急速に資本蓄積をとげていくチェコ人農民層が、なお帝国議会乃至地方議会レヴェルでは財産に基づく制限選挙制のために合法的な発言権を保障されず、専ら中部ベーメンの県会や村会を政治活動の舞台とせざるをえなかったという状態に対する反撥があったのである。

とはいえ注目すべきは、この農民ターボルにおいては確かに大衆闘争戦術をとる青年チェコ党の政治的主導性が貫徹していくとはいえ、なおこの段階の農民運動は民族宥和的であり排他的なチェコ民族主義の性格をもちえなかった他、一八六八年八月二日以降ターボル運動を背景としながらも「告知者運動」*Deklarationsbewegung* の形で展開されたベーメン王国の歴史的な国権回復のための地方議会での運動の主導権は、なおマグナーテンの政治的立場を代表する老年チェコ党によって承握されていたことである。農民ターボル運動、ひいてはターボル運動全体の性格を決定する重要な要因は、ベーメンの農民層の政治意識であった。まずターボル運動がドイツ人農民との共闘を許容するものであった理由は、次のことにあった。即ち問題の焦点たるベーメン王国に対する国家の増税政策は、チェコ人農民であるかドイツ人農民であるかを問わず、代表権と同権的地位を伴わぬ課税はどちらにとっても不当なのであったし、地方財政自治権の復権を共同で求めさせるものだったからである。またターボル運動の主導権が老年チェコ党に握られていたことの理由は次のことにあった。即ち、この段階の中部ベーメンの農民運動が基本的には愛郷経済協会や農業協会を通してマグナーテン利害に包摂されており、農業技術継承と農村貧農層を雇用しての砂糖工業の経営拡大に腐心していたチェコ人富農層にとっては、独自の利害（製糖株式会社や農業貸付金庫への税制上の優遇）をもちながらも、グーツ領域を設定できずに、ベーメン王国に対する課税強化の負担を等しくするチェコ地方のマグナーテン層が進めていた、皇帝権力への直接的働きかけに国権回復の手段を求めるといふ老年チェコ党の政治的主導性に期

待していたからである。(28)

こうした大不況期までのチェコ人富農層の政治意識が大きく転換し、ターフェ内閣時代の末期からバデニ内閣の時代にかけていわゆる「言語闘争」に象徴されるチェコ民族主義運動が本格的に高揚していく歴史的背景は何であったのか。労働運動の側からではなく、ここでは農民運動の側からこの問題の要点を整理しておくこととしたい。

一八七三年恐慌とその後の農業不況は、オーストリア・ハンガリー二重帝国にとってまず株式企業の崩壊とハンガリー穀物への打撃となつて現われた。ペーメンの農業者製糖株式会社も打撃を受けたが、ロシア産、アメリカ産の穀物流入は全帝国の穀物生産者を直撃した。穀物価格の下落に対応してハンガリーのマグナーテンは逸速く穀物保護関税政策の導入を求め、ウィーン政府も自由主義的経済政策を改め、国家的保護干渉主義政策へと転じた。一八七八年、八二年の穀物保護関税の設定と二重帝国穀物市場の独占によって農業不況に対処せんとしたハンガリーのマグナーテンは、同時にオーストリア・ハンガリー銀行不動産抵当信用部からの公的信用をも活用することによって農業の機械化に乗り出していくが、同時にその一部は、不断の価格下落の脅威にさらされた穀物の生産から砂糖大根の栽培、製糖業へと転ずる勢いを示し始めた。一八八四年の砂糖恐慌に帰着する二重国内の砂糖の生産をめぐるチェコ地方とハンガリーとの競合関係は、チェコ地方の富農層をして、オーストリア・ハンガリー二重帝国政府の保護主義的国家干渉政策に対する反撥を強め、独自の民族的利害追求の必要性を自覚せしめるに至つた。(29)

こうしたチェコ人富農層の民族的利害追求の自覚を促した保護主義的国家干渉主義政策は、農業信用構造はもとよりチェコ地方の信用構造全体を貫くウィーン政府乃至は中央銀行の公信用体系における民族差別的信用政策となつて現われてきていた。すでに農民解放後の経済的自由主義期におけるプラハ証券取引所設置の要求に対する拒否的姿勢はもとより、ジヴノステンスカ・パンカの設立に際してはドイツ人の参加なしでの設立・発起活動禁止のウィーン

政府の政策のために、同行はドイツ人とチェコ人との合同銀行であるベーメン総合銀行 *Böhmische Allgemeine Bank* (*Všeobecná Česká banka*) の設立 (一八六九年) を余儀なくされていた。農業不況下の金融逼迫はチェコ人富農層の信用需要を増大せしめたにもかかわらず、オーストリア・ハンガリー銀行プラハ支店は、チェコ人貯蓄金庫手形はもとより、チェコ人農業貸付金庫手形の割引を拒否する態度をとった。これに対して中央銀行不動産抵当部を通じての公的信用の圧倒的部分は、ハンガリーとガリツィアのマジヤール人、ポーランド人マグナーテンに向けられていたのであり、かかる民族差別的農業信用体系を通じて推進されるハンガリー砂糖工業の保護育成的国家干渉は、チェコ民族独自の利害追求を不可欠とさせるに至るのである。⁽³⁰⁾

ベーメンの富農層はかくして、ターフェ内閣の「鉄の環」政策に統合された民族宥和の保守的、カトリック的大土地所有貴族層主導の農業団体再編の構想、あるいは会議の使用言語をめぐる紛糾し始めたドイツ人農民層との協同関係を拒否し始める——ベーメン王国農業会議の再組織とドイツ人とチェコ人との民族的分裂を想起せよ——。また全帝国的国政のレヴェルで打ち出された、それ自体は農業にとって合理的な農業地の耕地整理に関する帝国法 (一八八三年法) や農業改良基金 *Meritorationsfond* 構想 (一八八四年) がベーメンの地方議会レヴェルで拒否されたことの影響も同じ根をもつものであった。チェコ人富農層はこうしてハンガリー砂糖工業に象徴される、自由主義段階において形成された調和的な帝国内の農業生産分業体制を破壊する保護主義的ディリシズム *Dirismus* に対して、⁽³¹⁾ ベーメンのチェコ民族自治の確立と農業自由主義政策原理の貫徹とを希求していくのである。

因みに一八八九年に中部ベーメン地方を中心に組織されたチェコ人富農層主導の最初の農業利害団体たるベーメン王国農業同盟 *Selská jednota pro království České* は、皇帝への信頼を前提とする老年チェコ党の主導性を掘り崩し、一九世紀末における青年チェコ党の政治的主導性の確立とチェコ人の言語闘争に象徴される民族主義運動高揚の共鳴

盤となつていった。⁽³²⁾ チェコ人農民層に根強かつた民族主義以前の愛郷精神 *vornationale Landespatritiosmus* や皇帝への信頼 *vertrauensvollen Hinwendung zum Kaiser* の精神は、こうした現実的利害を背景として大不況末期には明確⁽³³⁾に民族主義的自覚と自治の精神へと鍛え上げられていったのであった。

ところでペーメンの砂糖大根地帯を中心にみられた農民層の両極分解のもう一方の側面である農村貧農層乃至農業労働者層はチェコ地方ではどのような性格をもっていたであろうか。チェコ地方における早熟的な工業生産力の移植と展開、砂糖工業を旋回軸とした産業革命の本格的な展開、そしてプラハ、ブルノ、リベレッツ *Liberec* (*Reichenberg*)、オストラヴァ、ピルゼンといった工業都市を立地とする二部門分割の再生産構造の成立は、ペーメン王国的規模での社会的分業の著しい深化を可能としていた。⁽³⁴⁾ この点で何よりも工業からの不断の労働力需要の圧力のある地帯における農業労働者の性格は、工業立地の乏しいハンガリー、ガリツィア、南スラヴ諸州といった周辺諸州とは決定的にその質が異なっていた。またチェコ地方の農村社会に内在した場合でも、社会的分業の「チェコ民族的編成」を形成していく際の起動力をなしたビートの栽培と製糖業の立地は、チェコ地方の農業労働者の性格を大きく規定していかざるをえないであろう。⁽³⁵⁾

すでに三月前期に進展していた農民層の階層分化は、チェコ地方の場合農民解放後、農民層の両極分解として展開していく。中小農民ことに半プロレタリア農民層にとって一八五〇年代以降顕となる共同地分割乃至村有地利用をめぐる闘争もさることながら、農民の直接的な不動産抵当債務の形をとって二〇年間にわたり年四回の収税金庫への割賦金支払いを義務づけられた解放補償金の負担と地租の重圧は、盤石の重みをもつてのしかかっていった。⁽³⁶⁾

土地不足、経営資本不足に悩まされたシャルプナー *Chalpner* (中小農民) にとって「自らの土地」で経営を行なうことは大きな困難を意味した。農民解放後、チェコ地方の農村では不動産抵当債務が急増するが、大土地所有貴族

や富農にとつての債務は、農業信用を利用した農場経営集約化のために有効に用いられていた。しかしシャルプナーの債務増加は、彼等の生活条件の危機の表現であり、負債の増大と経営の売却によってホイスラーや農業労働者への転落がまっとうけていた。⁽³⁷⁾

すでに農民解放以前に存在していた農村貧農層の代表たるホイスラーやインロイテは、僅かの土地か小屋を所有し、小作地を手にすることもあったが、そのみでは生活のできぬ半プロレタリア農民であった。農民解放後、一八四九年の僕婢条例 *Geindeordnung* の規定によって共同地乃至村有地の利用、わけでも共同放牧地の利用から排除されたこの農村貧農層は、大型家畜飼育の放棄を余儀なくされ、小型家畜（ガチョウ、ニワトリ）の飼料を共同地の縁 *Raine* やあるいは落ち穂拾いによって調達することを強制されていく。大土地所有貴族経営の集約化と機械化が急進展する一八六〇年代から七〇年代にかけての時期には、本来貴族大農場への農村労働力抱束のための手段として用いられてきた小作地がこうした貧農層から取り上げられていく。こうした諸要因は彼等の困窮の度を深め、土地無し層への転落を規定していくことになった。⁽³⁸⁾

こうした農民層の両極分解の基本線は、農業不況の到来によって更に促進された。こうして一九世紀後半にチェコ地方の大土地所有貴族乃至富農の農場において雇用されるに至った土地無しの農業労働者層の存在形態には大きく分けて以下のものがあつた。ゲジンデ *Geinde*、現物給与労働者 *Deputatarbeiter* として日雇賃金労働者 *Tagelöhner* として季節労働者 *Saisonarbeiter* がそれである。チェコ地方を他の地帯と比べて特徴づける農業労働者の存在形態は、何よりも現物給与労働者 ^{デプタター} *Deputatarbeiter* がそれである。チェコ地方を他の地帯と比べて特徴づける農業労働者の存在形態は、

ゲジンデは、農民解放以前に存在した農民の未成年の子女を奉仕義務に駆り出した強制ゲジンデ奉仕に由来する。チェコ地方でも農民解放後はこのゲジンデは生涯未婚のまま、独立した家政をもたず僕婢条例（一八五七年条例、一

八六六年条例)の規制の下で雇主の人格的支配に服する労働者として存在し続けた——一八六六年条例はプラハを除くチェコ地方全域について体罰と人格的自由に対する制限規定を廃棄した——。チェコ地方の場合、こうしたゲジンの人格的服従義務は、単に雇主の家政に抱え込まれていたということだけでなく、ゲジンの移動と新しい職業選択の場合に市町村当局が旧雇主の署名をえて発行する忠実、能力、勤勉、そして道義の各証明書を必要とするという労働契約慣行によっても支えられていた点が注目される⁽³⁹⁾。

しかし後段でみるようなアルプス諸州のように、産業革命以降再農業化 *Reagrarisierung* の過程が進行し、小農民経営が化石化するとは異なって、一八七〇年代までに農工業地帯 *Agrar-Industrie Land* へと転生を遂げたチェコ地方では、ゲジンのような半封建的労働関係は次第に減少していった。農業人口そのものの農村離脱 *Landflucht* が急速に展開するチェコ地方では、農業労働よりもはるかに自由で高賃金が保証される工業労働の吸引力に対抗して、農業労働力確保のために独特の労働契約関係乃至は賃金形態、就労形態がとられたのであった。

その第一のものが「半ゲジンデ」*Halbgesinde* としての現物給与労働者であり、彼等は結婚した僕婢 *verheirateter Knecht* であった。通常労働契約は婦女子を含めた家族全員との間で結ばれ、農場内に雇主によって住宅が与えられる常雇の労働力であり、賃金の大部分は現物で、ジャガイモ、穀物(多くはライ麦)、牛乳、バター、肉、燃料用薪、照明用油などが与えられた。またジャガイモ畑や菜園が与えられることもあった。独立の家政をもつとはいえず、農場内に丸抱えとなったこの現物給与労働者は、児童をも含めた家族全員が雇主の農場内で分担した仕事を受けもっていた。

第二のものが契約日雇賃金労働者であった。これは農場内の仕事を日雇乃至請負賃金労働関係で行なうことを基本とするものであったが、その他に雇主によってプレミアム(報奨)として住宅、木材、一頭の牝牛、小菜園地、家畜

等を無償でか若干の貨幣支払いを条件に供与されていた。こうした報奨を代償として雇主が必要とするときに、定量乃至不定量の労働日を賃金形態で確実に提供することを契約する労働関係であった。⁽⁴⁰⁾

チェコ地方における大農場経営における多角的な経営形態（砂糖大根、ジャガイモ、大麦、ホップ、小麦、畜産）は常雇の労働力を必要とし、チェコ地方の農工業地帯としての特異性がこうした契約による農業労働者の抱束を必要とさせていたのであり、それは一面で封建遺制としての性格をもちつつも、同時に農民解放後の集約化、機械化された農場経営形態に応じた積極的な意味をもつものだったのである——この点、機械化以前のハンガリーのアルフェルドの日雇賃金労働関係にみられた耕作分け前や委託耕作とは異なる——。

チェコ地方でも農民解放後の総分割並びに特殊分割は旧来の農村共同体を徹底的に解体する。また一八七〇年代以降の機械化はなるほどチェコ地方でも部分的には契約にしばられぬ非常雇の日雇賃金労働関係を生み出してはいる。しかし工業による不断の労働力吸収の圧力は、チェコ地方の農業労働運動を、ガリツィアや南スラヴ諸州のように土地を求め窮乏する零細農民の運動とさせることもなかった。またそもそも現物給与労働者や契約日雇賃金労働者を典型とする労働関係は、機械化の過程で純粹な貨幣賃金労働関係へと強制されていくハンガリーのアルフェルドの農業日雇賃金労働者のような階級的結果をも無縁のものとしていた。因みに社会民主主義者によるチェコ地方の農業労働者に対する働きかけは一八八〇年以降細々と始められるが、その宣伝は当初明確な農業綱領すら打ち出しえなかったものであり、警察当局が農村への社会民主主義の浸透に注目し始めるのは一八九〇年代に入ってからのことしかなかつたのである。⁽⁴²⁾

チェコ地方における社会的分業の「チェコ民族的編成」乃至ベーメン王国的規模でのその編成の展開と深化は、何よりもこの地方を富農層Ⅱ農村ブルジョアジーを担い手とする農業自由主義という現実的利害に支えられたプロテス

タント的チェコ民族主義運動の舞台とさせたのであり、この点に我々はチェコ地方の地帯構造上の極立った特徴を看取すべきであろう。

(1) オーストリア・スラヴ主義については矢田俊隆『ハプスブルク帝国史研究』第一部、第二章を、ターボル運動については大津留厚「ターボル運動一八六八—一八七一—チェコ民族運動の展開—」『歴史学研究』第五二六号、一九八四年所収を参照。

(2) カレル・クラマリーシュ Karel Kramář の名前と結びついた「スラヴ銀行構想」の背景には南スラヴ地域へのチェコからの資本輸出の展開があった。cf., R. L. Rudolph, *Banking and Industrialization in Austria-Hungary*. Cambridge 1976, pp. 148-153.

(3) Peter Heumos, *Agrarische Interessen und nationale Politik in Böhmen 1840-1889*, Wiesbaden 1979, S. 55.

(4) Heumos, *a. a. O.*, S. 76.

(5) *Ebenda* S. 55.

(6) Vgl. A. Klima, Die Textilmanufaktur in Böhmen des 18. Jahrhunderts, in: *Historica* XV, Praha 1968, S. 123-181; J. Moerchel, *Die Wirtschaftspolitik Maria Theresias und Josefs II. in der Zeit von 1740 bis 1789*, München 1979, S. 10-46. ヴーメンの貴族マニユファクチャーについては進藤牧郎『ドイツ近代成立史』一九八一—二三八頁を参照。

(7) Heumos, *a. a. O.*, S. 55; Vgl. Max Weber, Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, XX-XXI, 1904-05. (梶山力・大塚久雄訳『プロテスタント主義の倫理と資本主義の精神』岩波文庫を参照)。本稿では、ルーメンのフス教徒の伝統をひくプロテスタント主義の教義に内在しつつ、それとの関連でチェコ人富農層—農村ブルジョアジーの経済倫理、エートスを問題にすることはできなかった。ここではむしろ現実の生活の営為や利害を支えられつつ自ずと醸し出されてくる生活態度、生活意識を問題にするに止まっている。ヨーゼフ改革については丹後杏一『オーストリア近代国家形成史』一九八六年前編第二章を参照。

(8) A. Klima, Ein Beitrag zur Agrarfrage in der Revolution von 1848 in Böhmen, in: *Studien zur Geschichte der österreichisch-ungarischen Monarchie*, Budapest 1961, S. 21.

(9) 良知力『向う岸からの世界史』Ⅱ「一八四八年にとってプロレタリアートとは何か」一八一—一八頁、及び稲野強「一八

- 四四年の『ボヘミアの騷擾』—更紗捺染工の機械打ち壊わし運動を中心に—『早稲田大学社会科学研究所研究シリーズ』第二一号一九八六年所収をそれぞれ参照。
- (10) 拙稿「オーストリア立憲帝國議會宛請願書目録分析—一八四八年革命における変革課題把握のために—」『西洋史研究』新輯第二二号一九八三年所収参照。Vgl. *Verhandlungen des österreichischen Reichstages nach der stenographischen Aufnahme*, 5. Bde., Wien 1848-49.
- (11) Jaroslav Purš, Die Entwicklung des Kapiatismus in der Landwirtschaft der böhmischen Länder in der Zeit von 1849 bis 1879, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte* III, 1968, S. 38.
- (12) Heumos, *a. a. O.*, S. 59.
- (13) Purš, *a. a. O.*, S. 41.
- (14) Oldřicha Kodebová, Die Lohnarbeit auf dem Großgrundbesitz in Böhmen in der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts, in: *Historica* XIV, Praha 1967, S. 151-152.
- (15) *Die Herrschaft Pakoměřitz*, 1906, Einleitung (本史料については大阪教育大学大津留厚氏の御好意にあづかった。) オーパー・シュレージェンのシュタロステン・インドゥストリー Starosten-industrie として析出されたドイツ資本主義における領主制的生産者類型との範疇的同一性に着目すべきである。シュタロステン・インドゥストリーについては大野英二『ドイツ資本主義論』一九六五年、九一—一七頁を参照。
- (16) *Die Herrschaft Pakoměřitz*, S. 23.
- (17) *Die Herrschaft Pakoměřitz*, Einleitung.
- (18) Heumos, *a. a. O.*, S. 107-109.
- (19) A. M. Mayer, Die nationalen und sozialen Verhältnisse in böhmischen Adel und Großgrundbesitz, in: *Čechische Revue*, Jahrgang II, Praha 1908, S. 351-352.
- (20) Heumos, *a. a. O.*, S. 18. 老年チェコ党の国民経済学者ブラーフ A. Bráf はこの自助の精神がチェコ民族にとってこそ意義を次のように表現していた。「我々の民族的な生活、あらゆる意味の文化的な生活、我々の再生と発展というのは、我々自身の自助の力の成果なのだ。弱小民族の末裔たる我々はこの自助努力の精神を決して過小評価することはない」と。Heumos, *a. a. O.*, S. 31.

- (21) Ebdenda, S. 73; Purš, a. a. O., S. 58.
- (22) Vgl. Otto Bauer, Die Nationalitätenfrage und Sozialdemokratie, in: *Marx Studien*, II, Wien 1924, S. 298-299.
- (23) Heumos, a. a. O., S. 28-29.
- (24) Purš, a. a. O., S. 74.
- (25) Heumos, a. a. O. S. 30.
- (26) Ebdenda, S. 31-32. ハヴラネークは農業貸付金庫を農業信用組合としてづいているが正確でない。Vgl. Jan Havranek, Die ökonomische und politische Lage der Bauernschaft in den böhmischen Ländern in den letzten Jahrzehnten des 19. Jahrhunderts, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte* II, 1969, S. 96-136.
- (27) Heumos, a. a. O., S. 32; Rudolph, *op. cit.*, pp. 71-72.
- (28) Heumos, a. a. O., S. 39-40, S. 44, S. 45-47, S. 50.
- (29) Ebdenda, S. 234-235.
- (30) Purš, a. a. O., S. 34; Rudolph, *op. cit.*, p. 72; Heumos, a. a. O., S. 81; Berend und Ránki, Ungarns wirtschaftliche Entwicklung, S. 490-491.
- (31) Heumos, a. a. O., S. 105-106, S. 240, S. 234-235.
- (32) Ebdenda, S. 191-231.
- (33) Ebdenda, S. 47.
- (34) チェコ地方の産業革命については、御園生真「一九世紀中葉におけるペーメン(チェコ)機械制紡績の成立」『経済学研究』第三三一一号、一九八三年及び拙稿「オーストリア・ハンガリー産業革命把握の基礎視角―後進資本主義国の編成替え把握をめぐる―」『東欧史研究』第二号、一九七九年参照。
- (35) それのみならず、チェコ人社会の基本的性格すら規定するものであった。チェコ人富農層による軍役負担の買戻しはよく知られているが(Vgl. Purš, a. a. O., S. 48) とうした社会的分業の密度の高さは、二重帝国軍隊に占めるチェコ人兵卒の基本性格(=徴兵忌避の精神)を規定している。この点、南スラヴのグレンツァー農民とは対極をなす。ハシエックの作品をあわせて参照されたい。Vgl. Jaroslav Hašek, *Osudy dobrého vojáka Švejka za světové války*, 1923. (栗栖継訳『兵士シュヴェイクの冒険』)

(36) 中規模経営を犠牲とする農民層分解の法則についてはカヌツキー (K. Kautsky, *Die Agrarfrage, Ein Ubersicht über die Tendenzen der modernen Landwirtschaft und die Agrarpolitik der Sozialdemokratie*, Stuttgart 1899.)

を参照。

- (37) Purš, a. a. O., S. 49.
- (38) Ebenda, S. 51-53.
- (39) Ebenda, S. 54-56.
- (40) Kododová, a. a. O., S. 147-149.
- (41) Ebenda, S. 156.
- (42) Heumos, a. a. O., S. 107.

(一九八六年一〇月八日成稿)